

執筆者:

E-mail✉ [五十嵐 チカ](mailto:chika@nishimura-asahi.com)

第 1. 総論 - 「重点フォローアップ」対象国としての行動計画

2021 年 8 月 30 日、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策(以下、包括して「AML 等対策」といいます)に関する政府間会合である FATF(Financial Action Task Force、金融活動作業部会)は、2019 年に実施した日本における AML 等対策の状況に関する第 4 次相互審査の結果([MUTUAL EVALUATION REPORT OF JAPAN](#)、以下「対日審査報告書」といいます)を公表しました。FATF は、2012 年に公表した AML 等対策の国際水準(40 の勧告、以下「FATF 勧告」といいます)に照らし、参加国の状況を順次審査しており(第 4 次相互審査)、日本は、約 10 年ぶりに相互審査を受けました。その結果、日本は「重点フォローアップ」(Enhanced Follow-Up)の対象とされ、5 年後の定例フォローアップ審査に先立ち、約 3 回もの報告書の提出を求められる予定です。

一部報道では実質不合格とも報じられています。しかし、合格水準とされる「通常フォローアップ」(Regular Follow-Up)¹の対象とされたのはごく一握りの国のみで、多くの国はフォローアップ審査までの過程で評価を順次向上させているのが実情です。国際的に求められている AML 等対策の水準の高さとその達成に向けて各国が不断の努力を続けている厳しい現状が浮き彫りにされているといえます。FATF の相互審査の結果は、各国の国際社会における信用度・レピュテーションに大きく影響します。AML 等対策の態勢整備に不安がある国と評価されれば、諸外国の政府が自国の金融機関等に対し、そのような低評価を受けた外国の事業者との取引について慎重な審査を求める等の措置をとり、結果的にスムーズな資金決済が阻まれて円滑な国際取引の阻害や遅延を招く等、金融機関に限らず、各種企業のビジネスにとっても悪影響は無視できません。

FATF ウェブサイトに掲載された[対日審査報告書の全文](#)は英文で約 300 頁に上りますが、公表日当日、財務省は、対日審査報告書の概要(Executive Summary)部分の[日本語版\(仮訳\)\(PDF:33\)2KB](#)に加え、対日審査報告書のうち第 5 章([IO².4](#) 金融機関等における予防的措置)及び第 6 章([IO.3](#) 金融機関等に対する監督)にかかる関連記述部分の日本語版(仮訳)を公表しました。また、財務省は、今後 3 年間の「[マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画](#)」及び「[マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置について](#)」を公表しており、[金融庁](#)も、上記の行動計画も踏まえ、引き続き AML 対策に取り組んでいくと述べています。本稿では、対日審査報告書のポイントと今後の展望について解説します。

第 2. FATF 相互審査の枠組み

1. FATF

FATF は、1989 年、アルシュ・サミット経済宣言を受けてマネロン対策の向上を目的として設立され、その後、テロ資金供与及び拡散金融対策も目的に追加されました。FATF の主な機能は、第一に、AML 等対策(本稿ではマネロン・テロ資金供与・拡散金融の各対策を総称しています)に関する国際基準として FATF 勧告を策定・改訂すること、第二に、参加国における FATF 勧告の遵

¹ 5 年後のフォローアップ審査に先立ち、報告書を 1 回のみ提出することが求められます。

² Immediate Outcome(直接的効果)の略称。後述する有効性審査における審査項目として IO. 1 から IO. 11 まで計 11 項目が掲げられています【図表 2 参照】。

守状況について参加国が相互に審査を行う枠組みを提供し、審査報告書において対象国が「優先的に取り組むべき課題」(Priority Actions)を示す他、審査結果に応じたフォローアップ等を通じて参加国における AML 等対策の改善を促すことにあります。FATF には、現在、G7 を含む 37 カ国と欧州連合(EC)及び湾岸協力理事会(GCC)が参加しており、その他 9 つの FATF 型地域体も加えると、FATF 勧告は、世界 205 の国・地域に適用されています。

2. 相互審査の対象

FATF の相互審査では、①対象国の法令または「執行可能性あるその他の手段」(Other Enforceable Means、当局によるガイドライン等であって金融機関等がこれに従わない場合に制裁措置を伴うものをいいます)によって、FATF 勧告がどの程度制度化されているか(Technical Compliance)、また、②対象国の当局および関係業態の AML 等対策に関する取組みがどの程度成果をあげているか(Effectiveness)という二つの観点について審査されます。以下、上記①を「法令等整備状況」の審査、上記②を「有効性」の審査といたします。日本が前回 2008 年に受けた第 3 次相互審査では、法令等整備状況のみが審査されましたが、第 4 次相互審査から有効性の審査も追加されています。

(1) 法令等整備状況の審査

法令等整備状況の審査は、FATF 勧告の 40 項目に即し、法令やガイドライン等の整備状況が審査されます。日本の場合、例えば、FATF 勧告のうち、リスクベース・アプローチ(勧告 1)、顧客管理・記録保存義務・疑わしい取引の届出等(勧告 10~20)に関しては、「犯罪収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)に概ね定められています。他方、マネロン及びテロ資金供与の犯罪化(勧告 3、勧告 5)は、組織犯罪処罰法、麻薬特例法、外国為替及び外国貿易法、テロ資金提供処罰法、国際テロリスト財産凍結法等によって定められ、法人の透明性と実質的支配者(勧告 24)や法的取極めの透明性と実質的支配者(勧告 25)については、犯収法、商業登記法、公証人法等によって定められています。

また、金融庁所管の事業者に関しては、金融庁が 2018 年 2 月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、2019 年 4 月及び(FATF の第 4 次対日相互審査の実施後の)2021 年 2 月に改正されています(以下、「AML 等ガイドライン」といいます)。AML 等ガイドラインでは、「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」「先進的な取組み事例」が紹介されており、そのうち「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネ・テロの管理態勢に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行うことが明記されています(AML 等ガイドライン I-4)。このため、AML 等ガイドラインは、法令等整備状況の審査における「執行可能性あるその他の手段」に該当するものと解されています。

(2) 有効性の審査

有効性の審査に関しては、後記の図表 2 に記載のとおり、11 種類の直接的効果(Immediate Outcome、以下「IO」という)が審査項目として設定されています【図表 2 参照】。

3. 4 段階の評価

法令等整備の審査も、有効性の審査も、それぞれ 4 段階で評価され、いずれも下から 2 段階は水準を満たしていない(未達成)と扱われます【図表 1 及び図表 2 の各末尾※印参照】。そして、未達成と評価された項目の個数をベースとした審査基準に基づき、対象国は、「通常フォローアップ」、「重点フォローアップ」または「監視対象」に振り分けられます【図表 3 参照】。

第 3. 日本に対する第 4 次相互審査の結果

対日審査報告書では、法令等整備状況については、40 項目のうち 11 項目が水準未達成【図表 1 参照】、有効性については、11 項目のうち 8 項目が水準未達成と評価されました【図表 2 参照】。従って、日本は「重点フォローアップ」の対象となり、5 年後のフォローアップ審査に先立ち、約 3 回もの報告書の提出が求められることとなりました【図表 3 参照】。図表 3 では、他国に対する審査結果と共に、日本の審査結果の位置付けを示しています。

■ 図表1: 法令等整備状況 - 40項目のうち11項目が水準未達成

法令等整備状況の審査 - FATF勧告(40項目)への適合状況		対日審査結果
マネロン・テロ資金供与の各対策及び協力		
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC
2	国内関係当局間の協力	PC
マネロン対策及び没収		
3	マネロンの犯罪化	LC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC
テロ資金供与・大量破壊兵器拡散資金供与の各対策		
5	テロ資金供与の犯罪化	PC
6	テロリストの資産凍結	PC
7	大量破壊兵器拡散関与者への金融制裁	PC
8	非営利団体(NPO)悪用防止	NC
予防的措置		
9	金融機関の守秘義務	C
10	顧客管理	LC
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC
12	PEPS(重要な公的地位を有する者)	PC
13	コルレス契約	LC
14	送金サービス提供者の規制	LC
15	新技術の悪用防止	LC
16	電信送金	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A
18	内部管理、外国の支店及び現地法人への勧告の適用	LC
19	ハイリスク国	LC
20	疑わしい取引の届出(STR)	LC
21	STRによる民刑事不利益の禁止及び秘匿性	C
22	DNFBPS(指定非金融業者及び職業専門家):顧客管理	PC
23	DNFBPS:その他の措置	PC
法人及び法的取極めの透明性及び実質的所有者		
24	法人の実質的所有者	PC
25	法的取極めの実質的所有者	PC
当局の権限及び責任、並びにその他制度的な措置		
26	金融機関に対する監督義務	LC
27	監督当局の権限の確保	LC
28	DNFBPSに対する監督義務	PC
29	FIU(資金情報機関)の設置義務	C
30	法執行及び捜査当局の権限	C
31	法執行及び捜査当局の能力	LC
32	キャッシュ・クーリエ	LC
33	包括的統計の整備	LC
34	ガイドラインの策定義務	LC
35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
国際協力		
36	国連諸文書の批准	LC
37	法律上の相互援助、国際協力	LC
38	法律上の相互援助:凍結及び没収	LC
39	犯罪人引渡	LC
40	その他の形態の国際協力(外国当局との情報交換)	LC

※ グレー網掛部分は、法令等整備の水準未達成との評価。

※ C: Compliant (適合)、LC: Largely Compliant (概ね適合)

PC: Partially Compliant (部分的にのみ適合)、NC: Non Compliant (適合せず)

■ 図表2: 有効性 - 11項目のうち8項目が水準未達成

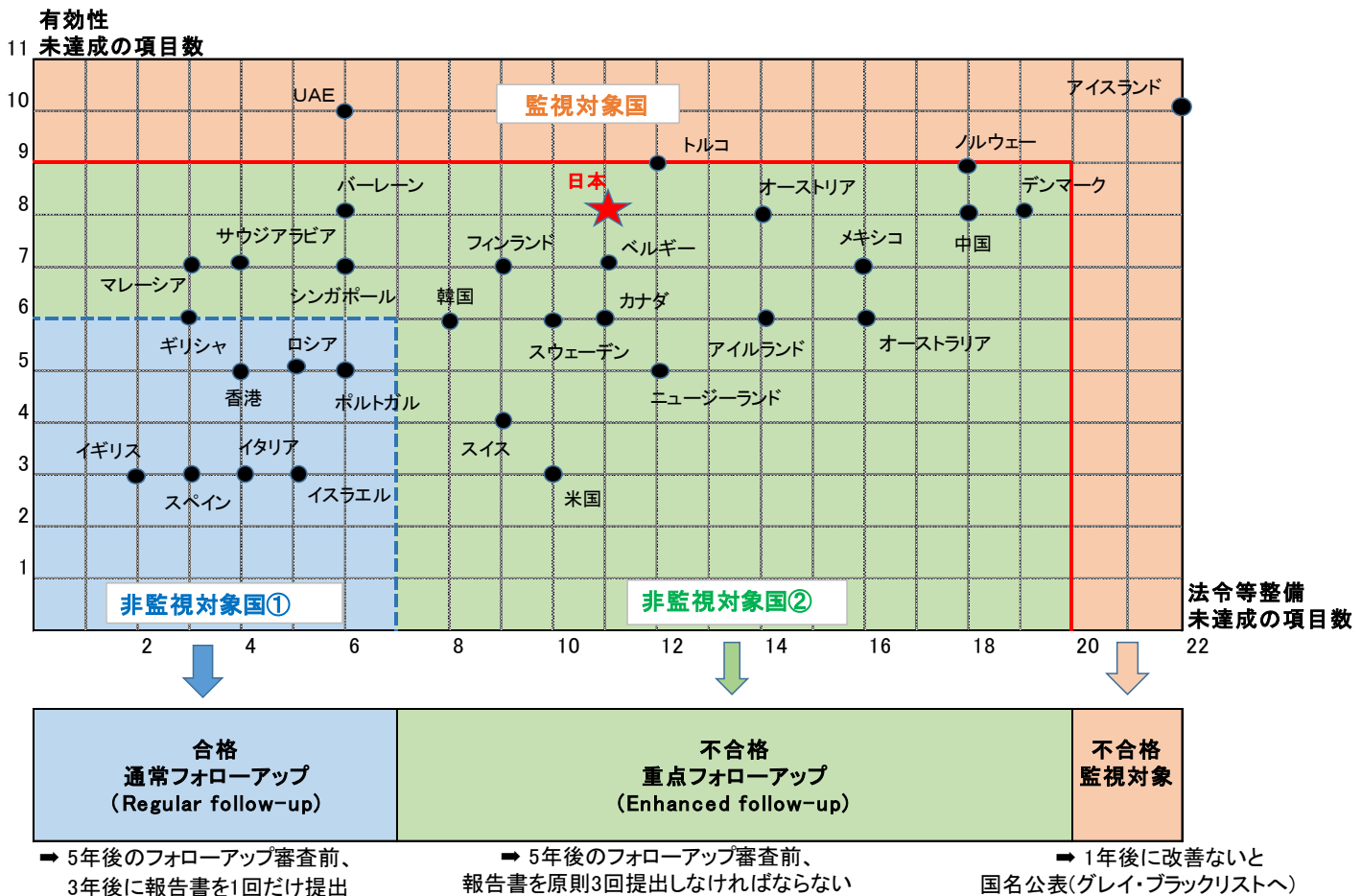
有効性の審査 - IO.11項目の達成状況		対日審査の結果
1	リスク認識・協調	SE
2	国際協力	SE
3	監督	ME
4	予防措置	ME
5	法人等の悪用防止	ME
6	特定金融情報の活用	SE
7	マネロンの捜査・訴追・制裁	ME
8	犯罪収益の没収	ME
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME
10	テロ資金の凍結・NPO	ME
11	拡散金融	ME

※ グレー網掛部分は、有効性の水準未達成との評価。

※ HE: High level of effectiveness (高程度)、SE: Substantial (相当程度)

ME: Moderate (中程度)、LE: Low (低程度)

■ 図表3: 第4次相互審査の各国結果



【図表 1~3: FATF ウェブサイト他に基づき筆者作成】

第 4. 日本が「優先的に取り組むべき対応」(Priority Actions)

審査報告書では、日本が「優先的に取り組むべき対応」として、以下の事項が挙げられています³。

- a) 金融機関、暗号資産交換業者、DNFBPs⁴が AML/CFT に係る義務を理解し、適時かつ効果的な方法でこれらの義務を導入・実施するようにする。これらにおいては、事業者ごとのリスク評価の導入・実施、リスクベースでの継続的な顧客管理、取引のモニタリング、資産凍結措置の実施、実質的支配者情報の収集と保持を優先する。
- b) 前提犯罪の捜査の早い段階でマネロンについて検討することや、より広範な犯罪、特にハイエンドな犯罪収益の入手につながる高リスクの犯罪類型についての第三者によるマネロン(サードパーティー・マネー・ローンダリング)を優先することを含め、より重大な前提犯罪を対象としたマネロン罪の適用を増やす。
- c) 警察庁、法務省、検察庁の間で、検察庁の訴追裁量の適用を再検討することを含め、重大なマネロン事案の捜査・訴追の優先度を高めることに合意し、マネロン事案の起訴率を改善するための措置を探求し、マネロン事案の訴追を優先させる政策を実施する。
- d) マネロン罪の法定刑の上限を、少なくとも日本で犯罪収益を最も頻繁に生み出す重大な前提犯罪と同水準に引き上げる。
- e) 優先リスク分野について、資産の追跡捜査、保全措置及び没収をより優先的に行う。また、犯罪に用いられた道具及び密輸された現金又は持参人払い式の譲渡可能支払手段をより一貫して没収する。
- f) リスクベースでの AML/CFT 監督を強化する。これには、特定事業者において実施されている予防的措置の評価のためのオフサイト・モニタリングとオンサイト検査の組み合わせについて、その頻度及び包括性を強化することや、金融機関、DNFBPs、暗号資産交換業者による義務履行における肯定的な効果を確保するために、抑止力のある行政処分と是正措置が適用されることを含む。
- g) テロ行為との関連性がない場合に、個々のテロリスト又はテロ組織の資金供与が犯罪化されることを確実にし、勧告 5 の分析で明らかになった日本のテロ資金供与の犯罪化に関するその他の技術的欠陥を是正することを確実にするために、拘束力があり強制力のある方法を採用するか、テロ資金提供処罰法を改正する。
- h) 対象者を指定した金融制裁を遅滞なく実施するために必要な更なる改善がなされ、対象者を指定した金融制裁を実施するための全ての自然人及び法人に係る義務が明確であり FATF 基準に沿ったものであることを確保する。
- i) テロ資金供与に悪用されるリスクがある NPO 等、特にリスクの高い地域で活動している NPO 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。
- j) リスク評価の方法を引き続き改善し、マネロン・テロ資金供与リスクのより包括的な理解を促進する。これには、クロスボーダー・リスクや、法人・法的取極めに関連するリスクに特に焦点を当てることを含む。
- k) 法人及び法的取極めに関する基本情報や実質的支配者情報が、日本の規制・監督・捜査の枠組みの一部として確立されるようにすることを確保する。

第 5. 日本における今後 3 年間の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」

財務省は、対日審査報告書の公表を受け、以下の各項目について、「<期限>」を明記し、「担当官庁」を添えて、具体的な行動計画を示しました。「<期限>」については、既に「実施中」から令和 6 年(2024 年)春まで、今後約 3 年間の時間軸が示されています。

1. マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク認識・協調

(1) 国のリスク評価書の刷新

・ マネロン、テロ資金供与及び拡散金融に対する理解を向上させるため、リスク評価手法の改善等によって、国のリスク評価書である犯罪収益移転危険度調査書を刷新する。

<期限> 令和 3 年末 <担当官庁> 警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁

³ 財務省による対日審査報告書の概要(仮訳)より引用

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/20210830.pdf

⁴ 特定非金融業者(Designated Non-Financial Businesses and Professions)

(2) マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置

- ・ 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定・推進する。

＜期限＞ 実施中 ＜担当官庁＞ 警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁

(3) 国の政策策定

- ・ 刷新された犯罪収益移転危険度調査書に基づき、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定する。

＜期限＞ 令和4年春 ＜担当官庁＞ 警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁

2. 金融機関及び暗号資産交換業者によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督

(1) マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化

- ・ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する監督当局間の連携の強化、適切な監督態勢の整備するほか、リスクベースでの検査監督等を強化する。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 金融庁、その他金融機関監督官庁

(2) 金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施

- ・ マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 金融庁、その他金融機関監督官庁

(3) 金融機関等による継続的顧客管理の完全実施

- ・ 取引モニタリングの強化を図るとともに、＜期限＞を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。

＜期限＞ 令和6年春 ＜担当官庁＞ 金融庁、その他金融機関監督官庁

(4) 取引モニタリングの共同システムの実用化

- ・ 取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。

＜期限＞ 令和6年春 ＜担当官庁＞ 金融庁

3. 特定非金融業者及び職業専門家によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督

(1) 監督ガイドライン策定・リスクベースの監督強化

- ・ マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、適切な監督態勢を整備するほか、リスクベースでの検査監督を強化する。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁

(2) 特定非金融業者及び職業専門家に対するリスク評価・顧客管理強化等

- ・ マネロン・テロ資金供与対策義務に関する周知徹底を図り、リスク理解を向上させる。この他、マネロン・テロ資金供与対策の強化の一環として、継続的顧客管理及び厳格な顧客管理措置、疑わしい取引の届出の質の向上に取り組む。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁

4. 法人、信託の悪用防止

(1) 法人・信託の悪用防止

- ・ 法人及び信託がマネロン・テロ資金供与に悪用されることを防ぐため、法人及び信託に関する適切なリスク評価を実施し、リスクの理解を向上させる。

＜期限＞ 令和4年春 ＜担当官庁＞ 法務省、警察庁

(2) 実質的支配者情報の透明性向上

- ・ 全ての特定事業者が、＜期限＞を設定して、既存顧客の実質的支配者情報を確認するなど、実質的支配者に関する情報源を強化する。

＜期限＞ 令和6年春 ＜担当官庁＞ 法務省、警察庁、特定事業者所管行政庁

- ・ 株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を今年度中に開始するとともに、実質的支配者情報を一元的に管理する仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して利用の促進等の取組みを進める。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 法務省、警察庁、特定事業者所管行政庁

(3) 民事信託・外国信託に関する実質的支配者情報の利用・正確性確保

- ・ 信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施する。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 法務省、その他関係省庁

(4) 法人・信託に関するガイドンス作成

- ・ 都道府県警や国税庁等の法執行機関向けに、法人及び信託の実質的支配者情報に適時にアクセスするためのガイドンスを作成する。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 警察庁、財務省及びその他関係省庁

(5) 特定非金融業者及び職業専門家の顧客管理の実施

- ・ 全ての特定非金融業者及び職業専門家に実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じる。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁

5. マネロン・テロ資金供与の捜査及び訴追等

(1) マネロン罪の法定刑引上げ

- ・ 組織的犯罪処罰法について検討し、所要の措置を講じる。

＜期限＞ 令和4年夏 ＜担当官庁＞ 法務省、内閣官房

(2) マネロン罪の捜査・訴追の強化

- ・ 重大・複雑なマネロンの更なる捜査・訴追や、マネロンの起訴率の向上のため、タスクフォースの設置、各種通達等の発出等を行い、これらを踏まえた捜査・訴追を実施する。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 法務省、警察庁

(3) 捜査・没収の強化

- ・ 犯罪収益や、マネロンに関連する犯罪供用物の押収・没収・追徴を適切に実施するため、リスクが高い分野に関する犯罪収益追跡捜査、没収・追徴及びその保全の積極活用、没収の執行強化を行う。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 法務省、警察庁

(4) 税関の対応強化

- ・ 国境での現金の差し止めを強化するとともに、現金の輸出入情報の警察庁への共有を促進する。

＜期限＞ 実施中 ＜担当官庁＞ 財務省

(5) テロ資金等提供罪の強化

- ・ テロ資金提供処罰法について検討し、所要の措置を講じる。

＜期限＞ 令和4年夏 ＜担当官庁＞ 法務省、内閣官房

(6) テロ資金等提供罪の捜査・訴追の強化等

- ・ テロ資金等提供罪の捜査・訴追に関する関係省庁の連携強化のためのタスクフォースを設置し、テロ資金等提供罪の捜査・訴追に取り組む。

- ・ また、テロ資金供与のリスク理解向上のため、当局及び特定事業者への周知を実施する。

＜期限＞ 令和4年秋 ＜担当官庁＞ 法務省、警察庁、その他関係省庁

6. 資産凍結及びNPO

(1) 資産凍結措置の範囲の拡大と明確化

- ・ 制裁対象者に支配される者等の資産凍結を実施するとともに、外為法による資産凍結措置の範囲を告示等により明確にする。また、国際テロリスト財産凍結法についても検討し、所要の措置を講じる。

＜期限＞ 令和4年夏

＜担当官庁＞ 【外為法】財務省、経済産業省、【国際テロリスト財産凍結法】内閣官房、警察庁、その他関係省庁

(2) 遅滞なき資産凍結

- ・ 国連安全保障理事会制裁委員会等による資産凍結等の対象となる個人・団体の指定後遅滞なく資産凍結措置を行うため、告示の発出プロセスを迅速化する。

＜期限＞ 実施中 ＜担当官庁＞ 外務省、財務省、警察庁

(3) 特定事業者による資産凍結措置の執行の強化

- ・ 特定事業者のモニタリングなどにより、第三者が関与する制裁対象者との取引の防止を含め、資産凍結措置の執行を強化する。

<期限> 令和4年秋 <担当官庁> 財務省、特定事業者所管行政庁

(4) 大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結

- ・ 国連安全保障理事会決議等で指定された大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結を実施するための法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。

<期限> 令和4年夏 <担当官庁> 内閣官房、警察庁、外務省、財務省、経済産業省、その他関係省庁

(5) NPO のリスク評価とモニタリング

- ・ NPO がテロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。

<期限> 令和4年春 <担当官庁> 内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省

(6) NPO への周知

- ・ 高リスク地域で事業を実施する NPO の活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。

<期限> 令和4年春 <担当官庁> 内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省

第6. 今後の展望

財務省が公表した行動計画では、対日審査報告書で指摘を受けた箇所を中心に、金融機関等の監督及び予防措置の強化、法人や信託等の悪用防止の強化、マネロン・テロ資金の捜査・訴追の強化、資産凍結の強化及びNPOのテロ資金供与への悪用防止等、実に幅広い項目について、具体的な行動計画が<期限>付きで示されています。今後は、行動計画に示された各種対応が、省庁横断的かつ業態を跨ぎつつ、一層急ピッチで進むことが見込まれます。

少なくとも、金融庁所管の事業者に関しては、2021年5月、金融庁が、対日審査報告書の公表に先立ち、AML等ガイドラインで「対応が求められる事項」に対する対応の完了<期限>を「2024年3月」と設定の上、それまでに態勢を整備するよう各業態団体を通じて要請しています。

しかし、金融庁所管の事業者に限らず、昨今、AML等対応は重要な経営課題のひとつと位置付けられ、経営陣が主導性を発揮して管理態勢を構築し、組織横断的かつ戦略的な人材確保・教育・資源配分等を機動的に行うことが求められています。さらに、経営陣がマネロン・テロ資金供与リスクを適切に理解した上で、マネロン・テロ資金供与対策に関する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進していくことの重要性も増しています。

FATFの相互審査において、法令等整備状況やAML等対策の有効性に関する立証責任は、対象国の政府及び事業者等側にあります。事業者等は、監督官庁等からの要請も踏まえつつ、AML等対応が経営課題であることを改めて認識した上、AML等対応の高度化にむけて、一層速度と深度を上げながら精力的に取り組む必要があります。そして、自らのAML等対応へのリスクベースでの取り組みについて、Accountabilityの観点から、常に説得的な対外説明を行えるよう備えることが肝要と考えられます。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニューズレター購読をご希望の方は [N&Aニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 